

在米エルサルバドル系住民のアイデンティティと トランスナショナリズム： 2015年のサンフランシスコとロサンゼルスでの アンケート調査結果に基づいて

中 川 正 紀

はじめに

米国カリフォルニア州サンフランシスコは、朱色の吊り橋「ゴールデンゲート・ブリッジ」をシンボルに、使い古されたケーブルカーがガタゴトと音を立てて滑走する風光明媚な「坂の町」として、今では世界的に名の知れた観光都市である。しかし、ラティーノの歴史、特にエルサルバドル系をはじめとする中米系の歴史において、この町は全く違った意味を持つてくる。これまでの拙稿で概観したように、歴史を20世紀前半にまでさかのぼると、米国における中米系の定住地の中心地はロサンゼルス（LA）よりもサンフランシスコ（SF）が先であったことにより、この町が全米最古の中米系の定住の歴史を持つ都市であることがわかる。⁽¹⁾

本稿は、2015年に実施したアンケート調査結果から、SFとLAのエルサルバドル系のトランスナショナリズム（transnationalism）とアメリカ市民としてのアイデンティティとの関係性を解明しようとするものである。「トランスナショナリズム」研究は、移民の「経済・政治・社会文化面での様々なやり取りを通じた、出身国との定期的な接触・交流」を対象とする⁽²⁾。他の法的身分と比べて、エルサルバドル系の外国生まれの二重国籍者は、米国と本国に対していかなるアイデンティティを持っているのであろうか。また、トランスナショナルな行動の中で、こうしたアイデンティティはどのような意味を持っているのであろうか。本論では以上の点を考察する。

【アンケートの実施概要】

(1) アンケートの目的

在米エルサルバドル系住民の社会経済的状況および政治・社会に関する見方・考え方を中心に調査し、かれらの社会経済的地位と帰属する米
国社会・本国社会についての見方・考え方との間の関係性を読み解くこと。

(2) 実施主体：筆者、中川正紀および共同研究者、中川智彦（愛知県立大学講師）

(3) 実施対象：16歳以上の在米エルサルバドル系住民

(4) 実施時期

①SF市：2015年3月17日（火）～3月30日（月）

②LA市：2015年8月1日（土）～8月10日（日）

(5) 実施場所

以下のいずれの場所においても、管理者の許可を得てアンケート調査を実施した。ただし、サンフランシスコ州立大学（SFSU）では、同校に勤務するエルサルバドル系教員らの了解を得て実施した。

①SF市：サンフランシスコ州立大学構内、エルサルバドル共和国サンフランシスコ総領事館待合室、NGO支援組織「中米系情報センター（CARECEN）」サンフランシスコ・オフィス、および市内ラテン系集住地区のミッション・ディストリクト内のエルサルバドル系コミュニティ。

②LA市：8月1日～2日に開催のエルサルバドル系大祝祭（Fiesta Agostina）の2会場（マッカーサーパーク会場およびWashington Bl. & Vermont Ave. 会場、うち前者で主に実施）、エルサルバドル共和国ロサンゼルス総領事館待合室、およびCorredor Salvadoreño（エルサルバドル系向け起業支援センター）。

(6) 実施方法：

- ①SF市：各調査場所で、アンケート回答に同意した人から個別記入で回答を得た。
- ②LA市：
 - (i) 大祝祭会場では、ラテン系バイリンガル調査要員3名を使い、アンケート回答に同意した人から対面形式で回答を得た。
 - (ii) 総領事館および起業支援センターでは、アンケート回答に同意した人から個別記入で回答を得た。

(7) 実施結果

回収部数：235部

有効回答部数：SF（76部）、LA（151部） 計227部

有効回答率：96.6%

以上の要領で行った調査結果データのうち、法的身分が「外国生まれの二重国籍者」に特に注目して、SFとLAの両市の比較で明らかになった特徴、および両市のデータを合わせて考えられる特徴について、本稿では取り上げる。二重国籍者のうちでも、外国生まれに限定するのは、本国との物理的・心理的結びつきや言語能力その他いくつかの点で、米国生まれとは大きく異なる特徴を示すからである。なお、米国生まれのエルサルバドル系二重国籍者については、また稿を改めて分析を行うこととする。

1. 二重国籍者の言語能力（自己申告）の特徴

表1は、合法移民（永住権保持者を指す）、TPS保持者（短期の滞在許可書しかない者）、非合法移民（公的な在米許可書のない者）などの他の法的身分⁽³⁾のエルサルバドル系と比較して、外国生まれの二重国籍者の自己判定による日常の使用言語の能力がどのような状況かを示したものである。言語能力に影響する主要因とされる⁽⁴⁾、対象者の平均学歴、平均年齢と米国入国から

表1 他の法的身分との比較から見た外国生まれの二重国籍者の使用言語に関する能力（自己判定による）

法的身分	居住地域	対象人数	平均年齢 (2015年 調査時)	平均滞米 年数 (2015年 調査時)	スペイン語 能力に関し て判断した 選択肢番号 の平均*	英語能力に 関して判断 した選択肢 番号の平均 **	家庭での使用言語（世帯比率）		
							スペイン語	英語	両方
外国 生まれの 二重国籍者	SF	15名	52.1歳	27.9年	1.40	1.27	73.3%	13.3%	13.3%
	LA	49名	55.6歳	30.9年	1.40	2.86	75.5%	8.2%	16.4%
合法移民 (永住権 保持者)	SF	13名	39.8歳	15.9年	1.23	2.08	76.9%	15.4%	7.7%
	LA	35名	50.8歳	20.4年	1.06	2.50	88.6%	0.0%	11.4%
TPS 保持者	SF	6名	43.0歳	19.2年	1.00	2.67	83.3%	0.0%	16.7%
	LA	19名	44.6歳	18.3年	1.05	2.37	78.9%	5.3%	15.8%
非合法 移民	SF	26名	32.3歳	10.7年	1.12	2.59	73.1%	3.8%	23.1%
	LA	41名	38.6歳	8.8年	1.02	3.06	90.2%	0.0%	9.8%

*言語話者能力に関する質問項目の選択肢： 1 とても上手に 2 上手に 3 あまり上手でない 4 全く上手でない

表2 外国生まれの二重国籍者の自己評価英語能力の比較

学歴	SF	LA	滞米年齢	SF	LA	滞米年数	SF	LA
	選択番号平均			選択番号平均			選択番号平均	
1. 基礎教育または それ以下		2.67	0~10歳	1.00	2.00	0~10年	2.00 (1名)	1.75
2. 高校中退		2.00	11~20歳	1.50	1.33	11~20年	2.00	2.00
3. 高校卒業または それと同等の資格	1.33	2.00	21~30歳	1.33	2.30	21~30年	1.00	2.18
4. 準学士あるいは 大学・短大中退	1.17	1.45	31~40歳	1.00	2.29	31~40年	1.00	2.23
5. 4年生大学卒業	1.00	1.75	41~50歳		4.00	41~45年	2.00 (1名)	2.00
6. 大学院進学以上	1.33		51~60歳			46~50年		1.50 (1名)
			61~70歳		4.00			

調査時までの期間を合わせて表示している。

まず、合法移民の場合はSFとLAとの間で平均年齢の開きが10歳以上もあるので、単純に両者の言語能力を比較することはできないが、他の法的身分については平均年齢の開きが相対的に小さいため、両市の単純比較はあまり問題ではなからう。その点で大きく注目されるのが、外国生まれの二重国籍者（以下、特に断りがない場合は、「二重国籍者」と示す）で、LAよりもSFの方が自己判断による英語能力が1.6ポイント近く優れていることである。とりわけ言語能力を左右する因子のうち、特に両市での学歴の差がこのことに大きな影

響を与えていると考えられる。

そこで、学歴、渡米時の年齢、および滞米期間を一定にした場合の両市間の二重国籍者の英語能力を比較したのが表2である。これを見ると、一か所、渡米時年齢の11～20歳の部分だけ逆転が見られるものの、それ以外はおおむね、SFの方がLAよりも英語能力が高くなっている。

ちなみに、非合法移民やTPS保持者で英語の能力が低いにもかかわらず、両方の言語が使われる家庭に属する比率がなぜ高いのかといえば、非合法移民は往々にして、英語が比較的堪能な他の法的身分の者の援助下・保護下にいることが多いからであると考えられる。

それでは、なぜ言語能力を左右する3因子を一定にしてもSFの二重国籍者の方がLAよりも全般的に英語能力評価が高いのか。おそらく、様々な要因が指摘されてしかるべきであろうが、ここでは主に以下の二つの理由をあげ、説明する。

(1) SFの二重国籍者の方がLAよりも自己診断英語能力が高い要因①

一地域のエスニック構成におけるラテン系の位置

第一の要因として、SF市を中心とするベイエリア（サンフランシスコとオークランド、またその近郊の都市を含むサンフランシスコ湾の湾岸地域のことで、9郡からなる）のエスニック構成が挙げられる。「全米国勢調査局：州・郡別早見サイト」（‘U. S. Census Bureau: State and County QuickFacts.’）⁽⁵⁾によれば、ベイエリア9郡（全人口は約460万）において、ラテン系人口比は最多のナバ郡の33.7%から最小のサンフランシスコ郡の15.3%までである。ちなみに、サンフランシスコ市は15.1%で、いずれも2014年のデータである。ラテン系人口比が最多のナバ郡でも3分の1をやや超える程度であるので、他の非スペイン語系エスニック・グループとの共存も考えなくてはならないため、日常的にスペイン語のみで生活することはベイエリアでは非常に困難ということが想像される。これはわれわれ共同研究者側の抱いた印象であるが、LAの街でよく出くわすようなスペイン語を声高にしゃべる人たちの存在は、サンフランシスコ市の街中を歩いていても全く感じられなかったほどである。

一方、われわれが2010年から共同調査を行ってきたロサンゼルス大都市圏(the

Greater Los Angeles Area) に目を向けると、ここはロサンゼルス郡を含めた5郡からなり、全人口は1,780万人を超えるが、ラテン系人口比は最多のサンバーナーディーノ郡の51.7%から最少のオレンジ郡の34.3%までである。こちらは、最少郡でも人口全体の3分の1以上をラテン系が占め、続くヴェンツウラ郡で42.0%、それ以外は47%以上となる。⁽⁶⁾ 逆に、LA地域では日常的にスペイン語だけで生活が十分可能という状況が現出している可能性が高いことが想像される。

(2) SFの二重国籍者の方がLAよりも自己診断英語能力が高い要因②

—移民に対する英語化・アメリカ人化への「見えない」圧力

次に、第二に考えられる要因として、SF社会における移民への英語化・アメリカ人化(Americanization)の「見えない」圧力の存在の可能性が指摘できる。ただし、これはあくまでもわれわれ共同調査者二人の個人的な印象に過ぎないことを前もって断っておきたい。

SFで調査地となったエルサルバドル総領事館でもNGO団体“CARECEN”のオフィスでも職員は来客に対し、主に英語で呼びかけをしていた。おそらく、面談の場になってからの込み入った話はスペイン語で行うのであろうが、まずは相手がわかるかわからなかわからぬが、英語で話しかけを行っていたことは確かである。この点はほとんどスペイン語しか聞かれないLAの総領事館やNGO団体との大きな相違点であったが、SFの上記二か所の来客には移民が多い傾向があるなか、こうしたことがかれらにいかなる影響を与えようと考えられるであろうか。これは想像の域を出ないが、おそらく移民たちには「ここはスペイン語圏ではなく英語圏であり、英語を話すのが基本あるいは当たり前になっているのだ」という言語使用に関する認識を持たせるような「見えない」圧力に似たものがかかっているといえるかもしれない。

さらに、CARECENにおいては、オフィスの掲示板に人前でのマナーを説明するポスター⁽⁷⁾が掲げられていた。そこには、人前で咳やくしゃみをする場合には完璧にしぶきの発散を抑えるために、口周りをジャケットやハンカチで、あるいは腕を口に回しひじの内側でしっかりと覆うこと、といったようなマナーを教える説明が絵入りで載せられていた。おそらく、ラテンアメリカ、

少なくとも中米諸国、しかも多くの移民の出身階層と考えられる貧困層には基本的にこうした習慣が少ないと考えられるからであろうか。とにかく、アメリカに来たら、こうしたことは常識と言わんばかりに詳しい説明のし方がされていた。筆者はこれを見て、アメリカでの習慣をわきまえない「恥ずかしい」移民と見なされないように気をつけることを呼びかけるための最低限の指針と捉えた。つまり、これは強制ではないが、ソフトな意味での「アメリカ人化」の勧めなのだとして理解できよう。一時的な滞在者として来ているのではなく、場合によっては永住することになるかもしれないホスト国で恥ずかしくないように振る舞うことのできる「アメリカ人になることの勧め」である。しかし、それでも「アメリカ人」に一歩でも二歩でも近づけよというメッセージのこもった「圧力」であることには違いなかった。だが、一方でこれを肯定的に捉えれば、少しでも米国人一般に反感を持たれるような行為を避けて、差別に遭遇する可能性、あるいは差別を正当化する隙を与えることを最小限にとどめようとするNGO組織側の配慮とも考えられる。

以上で説明した「見えない」圧力の中で数年過ごす移民は、たとえ米国籍を取得して二重国籍者になったとしても、やはり好むと好まざるとにかかわらず、英語化・アメリカ人化の方向に自分をシフトしていく以外に方法はないといえるかもしれない。

しかしながら、ここで検討した二つの要因はあくまでも独立要因ではなく従属要因として考えられてしかるべきであろう。ベイエリアではラテン系はあくまでも少数派の一部であったので、英語を身につけなければここでは生活していけないという圧力がかったとも考えられるし、逆に英語化・アメリカ人化の圧力が何らかの理由で先に存在し、それに耐えきれない人々がLAをはじめとする相対的に圧力の弱い他地域に移動してしまい、そのためラテン系は少数派のまままでとどまってきたとも考えられるからである。

そうしたことを含む様々な諸要因が絡まり合って、SFとLAの二重国籍者の言語能力の特徴の違いが生み出されたと考えられるべきなのであろう。

2. 二重国籍者の本国とのつながり

次に、二重国籍者の本国との結びつきについて、回答者の現在までの米国滞在期間および回答者の年間世帯所得によって、その強弱がどのように変わるのか、を見ていくこととする。本国とのつながりは、①回答者の本国の家族・親族への送金の有無、②本国地元社会の諸団体への投資・寄付・党費のための送金の有無、および、③本国への一時訪問の頻度、の3つの軸に沿って考える。

①は、本国に残してきた家族・親族とのつながりの強さを示す尺度となるが、送金する側からすれば、扶養すべき家族・親族に対する責任感の強さを表すものとも見なせる。今回の調査では送金しない理由や年間の送金金額についても回答を求めたが、分析の複雑化を懸念し、送金の有無のみにしぼった。

②は、本国、特に地元社会との結びつき、すなわち「地元愛」の程度を測る指標とも取れるが、送金先の団体の性格によっては、送金による地元の商業・経済、政治、文化への影響力・支配力を強めようとする送金者側の意図、あるいは送金者側の地元への関心の対象や度合を示す尺度と見なすこともできる。

そして、③は送金では済ますことのできない目的のためのトランスナショナルな行為であり、その内容および頻度に応じて、回答者の本国のどのような部分に関心を持っており、しかも米国と本国とのつながりにどのような形で貢献しているのかと考えているのか、が見えてくる側面といえよう。

以下では、滞米期間あるいは年間世帯所得によって、こうした①～③の行為がどのようになされているのか／いないのか、そしてそれぞれの行為の有無や頻度の組み合わせにも着目して、二重国籍者のトランスナショナルな行動パターンを読み解いてみたい。

(1) 滞米期間と本国送金・本国訪問頻度との関係

表3は、この関係性を表している。ここでは、SFとLAの傾向の意味ある違いが見いだせなかったので、2都市のデータを合わせた表にした。ざっと見て気づくのは、①家族・親族への送金を行わずに、②地元団体への送金のみを行っている人がわずか1人しかおらず、極めてまれな例であることである。

送金行為だけで見ると、同じ時期の送金率からすれば、滞米期間が10年以下

表3 滞米期間と本国送金、および本国訪問頻度（SF+LA）

①家族・親族送金	②団体送金	③本国訪問頻度	総計	0～5年	6～10年	11～15年	16～20年	21～25年	26～30年	31～35年	36～40年	41～45年	46～50年	不明	
する	する	◎	11				1	3	2	3	2				
		○	4						2	1				1	
		×													
		計	15				1	3	4	4	2				1
する	しない	◎	16		1			2	3	5	2	1		2	
		○	11		2		1	1	1	3				3	
		×	2							1	1				
		計	29		3		1	3	4	9	3	1			5
しない	する	◎	1										1		
		○													
		×													
		計	1											1	
しない	しない	◎	4							2	1			1	
		○	11		1			1		4	3	1		1	
		×	7		1			1		3	1		1		
		計	22		2			2		9	5	1	1		2
本国訪問頻度のみの合計		◎	32		1		2	5	5	10	5	1	1	3	
		○	26		3			2	3	8	3	1		5	
		×	9		1			1		4	2		1		

凡例：本国訪問頻度（◎＝年に数回帰国、○＝2～3年に1回帰国、×＝ほとんど、あるいは全く帰国しない）

の場合には、①のみの送金をするか、さもなくば送金は一切しないものの、16～30年になると①と②、あるいは②のみの送金が主体となる。それも、31年以上になると、①のみの送金をする、あるいは一切しない率が増える傾向にあるといえる。

これに本国への一時帰国を含めて考えると、①と②の両方の送金者はそれだけ金銭的余裕があるのか、年に1回以上の一時帰国をする率が高い。①のみの送金者になると、年に1回以上帰国する人の割合も高いものの、2～5年に1回の訪問者の割合も高くなる。送金無しのグループは、金銭的に余裕がやや少ないのか、2～5年に1回一時帰国するか、全く帰国しない率が高くなる。

以上より、本国地元の団体への送金や一時帰国の頻度が高まる傾向は、滞米期間が20年を超えてからになることがわかる。

表4 一時帰国の目的・理由（外国生まれの二重国籍者、SFおよびLA）

頻度	対象者数 (68名)	1. 家族・ 親戚訪問	2. 友人訪問	3. 仕事	4. NGO 活動	5. 文化・ スポーツ 交流	6. 選挙投票	7. その他
年3回 以上	3名	2	1	1			1	
年2回	9名	9	2	3			2	
年1回	20名	18	7		1		5	3
2～3年 に1回	11名	10	2		1		2	1
5年に 1回	16名	16	4					
ほとんど ない	3名	3						
全くない	6名							

※選択肢は複数選択可能な質問のため、1名で複数選んでいる場合もある。

（2）本国訪問の理由・目的

では、続いて、二重国籍者が本国に一時帰国する目的・理由を表4で見てもよう。帰国頻度のカテゴリーに合わせて一時帰国の目的・理由として選択した回答数を示している。1.と2.はほぼどの頻度のカテゴリーでも挙げられているが、最も目を引くのは、3.仕事と6.選挙投票であろうか。

3.仕事（あるいはビジネス）を目的に挙げている回答者は、いずれもLA地域居住者である。以下が、各人の考慮すべき特徴といえる。

Aさん：帰国頻度（年10回以上）、年齢（60歳）、滞米期間（24年）、年収（5万～5万5千ドル未満）。家族送金はある。目的に家族・親戚・友人への訪問はないが、選挙投票があり。

Bさん：帰国頻度（年2回）、年齢（63歳）、滞米期間（25年）、年収（15万以上、20万ドル未満）。家族送金のほかに本国の教会やNGOへの寄付もあり。目的に家族等の訪問のほか、選挙投票もあり。

Cさん：帰国頻度（年2回）、年齢（48歳）、滞米期間（31年）、年収（15万以上、20万ドル未満）。家族送金、家族訪問をする。

Dさん：帰国頻度（年2回）、年齢（56歳）、滞米期間（35年）、年収（15万以上、20万ドル未満）。本国への送金はなし。

おそらく、これら4人はトランスナショナルな企業活動・商業活動を行っている人々と憶測できる。⁽⁸⁾ 年2回以上は一時帰国し、滞米期間がある程度長いのも、おそらく自分で起業し、企業活動を軌道に乗せるのにある程度の期間が必要であったと憶測される。Aさんは例外としても、他の人は年収もかなりの高水準である。なかでも、Bさんは本国の慈善団体に寄付をすることで何らかの影響力を地元社会に行使することを狙っているのかもしれない。

もうひとつ注目すべき目的として、6. 選挙投票がある。⁽⁹⁾ 次に、これについて考察する。これを選択した回答者は10名で、内訳はSFで3名、LAで7名であった。各回答者のデータを以下で見てみよう。

Eさん (SF)：帰国頻度 (年1回)、年齢 (64歳)、滞米期間 (44年)、年収 (10万～15万ドル未満)。家族送金はある。目的には家族・親族への訪問も含まれる。

Fさん (SF)：帰国頻度 (2～3年に1回)、年齢 (65歳)、滞米期間 (25年)、年収 (記載なし)。家族送金はある。目的に家族・親族への訪問も含まれる。

Gさん (SF)：帰国頻度 (毎年行く)、年齢 (60歳)、滞米期間 (32年)、年収 (15万～20万ドル未満)。家族送金、寄付送金あり。目的に友人への訪問、NGO活動も含まれる。

Hさん (LA)：帰国頻度 (年2回)、年齢 (50歳)、滞米期間 (不明)、年収 (2万～2万5千ドル未満)。目的に、家族送金、家族訪問も含まれる。

Iさん (LA)：帰国頻度 (年1回)、年齢 (59歳)、滞米期間 (不明)、年収 (2万～2万5千ドル未満)。目的に、家族送金、家族訪問も含まれる。

Jさん (LA)：帰国頻度 (2～3年に1回)、年齢 (72歳)、滞米期間 (10年)、年収 (5万～5万5千ドル未満)。目的に、家族送金、家族訪問も含まれる。

Aさん (LA)：帰国頻度 (年10回以上)、年齢 (60歳)、滞米期間 (24年)、年収 (5万～5万5千ドル未満)。家族送金はある。目的に家族・親族・

友人への訪問はなく、ビジネスも含まれる。

Kさん (LA)：帰国頻度 (年1回)、年齢 (63歳)、滞米期間 (36年)、年収 (6万～6万5千ドル未満)。家族送金・寄付送金はある。目的に家族・親族・友人への訪問はない。

Bさん (LA)：帰国頻度 (年2回)、年齢 (63歳)、滞米期間 (25年)、年収 (15万以上、20万ドル未満)。家族送金のほかに本国の教会やNGOへの寄付もあり。目的に家族等の訪問やビジネスも含まれる。

Lさん (LA)：帰国頻度 (年1回)、年齢 (56歳)、滞米期間 (35年)、年収 (4万～4万5千ドル未満)。家族送金あり。目的に家族等の訪問あり。

以上をみると、年齢は50代から70代初めとなるが、必ずしも滞米期間が長いわけではなく、年収もまちまちである。この人たちの政治意識がこのような行動に大きな影響を与えていると考えられるが、その分析についてはまた稿を改めて検討したい。

(3) 年間世帯所得と本国送金・本国訪問頻度との関係

次に、年間世帯所得との関係について考察する。表5-1、表5-2を見てみよう。これについても、SFとLAの2都市どうしの意味ある相違点は見つ

表5-1 年間所得と本国送金、および本国訪問頻度 (二重国籍者[外国生まれ])・SF

家族・親族送金	団体送金	本国訪問頻度	総計 (16名)	1万ドル未満	1万～2万ドル未満	2万～3万ドル未満	3万～4万ドル未満	4万～5万ドル未満	5万～6万ドル未満	6万～7万ドル未満	7万～10万ドル未満	10万ドル以上	不明
あり	あり	◎	4						1			3	
あり	なし	◎	1									1	
		○	5		1		1	1			1		1
なし	なし	◎	2						2				
		○	2							1			1
		×	2							1	1		

凡例：本国訪問頻度 (◎=年1回以上、○=2～5年に1回、×=無い、あるいはほとんど無い)

表5-2 年間所得と本国送金、および本国訪問頻度（二重国籍者[外国生まれ]）・LA

家族・親 族送金	団体 送金	本国訪 問頻度	総計 (16名)	1万 ドル未満	1万~2万 ドル未満	2万~3万 ドル未満	3万~4万 ドル未満	4万~5万 ドル未満	5万~6万 ドル未満	6万~7万 ドル未満	7万~10万 ドル未満	10万 ドル以上	不明
あり	あり	◎	7			1	3			1		1	1
		○	3	1	1							1	
あり	なし	◎	13	2		2	1	2	1			2	3
		○	8			2	3	1	1				1
		×	2				1						
なし	あり	◎	1									1	
なし	なし	◎	2		1							1	
		○	9		1		3	1					4
		×	5			2	1						2

からない。各世帯で、家計に金銭的余裕があれば、またそうする必要性があるのならば、送金や一時帰国を行うと考えていいのではと思われる。年間世帯所得自体が、送金や一時帰国の有無に直接影響を与えるとは考えにくい。

3. 持家取得、米国市民権取得および本国への永住帰国の意志と「アメリカ人としてのアイデンティティ」

よく言われるように、アメリカン・ドリームの一つとされる持家取得を実現したことにより、アメリカ人への仲間入りを果たしたという意識がエルサルバドル系においても例外なく生まれるのであろうか。また、米国市民権を取得したことがエルサルバドル系にアメリカ人としての意識を持たせることにつながるのであろうか、あるいは市民権を取得してからどれくらいの期間経っているかもそのことに影響するのか。ここでは、アンケート調査結果を用いて、以上のような問題について考察してみたい。

回答者にアメリカ人としてのアイデンティティがあるか否かについては、アンケート調査質問項目の(4)(文末資料参照)の回答から判断した。すなわち、1~18の選択肢のうち、13.エルサルバドル系アメリカ人、14.中米系アメリカ人、15.アフリカ系アメリカ人、16.アジア系アメリカ人、17.アメリカ合衆国人、のいずれかを選んだ者をアメリカ人としてのアイデンティティを持つ者と判断

した。「ラティーノ」、「ヒスパニック」、「イスパーノ」は、必ずしもラテン系のアメリカ市民だけを指す呼称ではなく、むしろ米国市民と移民とをひっくるめた総括的な呼称として用いられるため、これらの呼称を持つ集団に帰属意識があるからといって、それだけでは自らをアメリカ人として認識しているかどうかは断定できない。よって、9.～12.の選択肢を選んでも、その回答者はアメリカ人意識を持つとは見なさないこととした。1.～5.にしても、アメリカ合衆国以外の他の地域に広く分布する人種の呼称であるので、これもアメリカ人を特定する呼称とは見なせないため、アメリカ人意識を表す呼称としては適切ではないと判断した。

(1) 持家取得とアメリカ人意識との関係

2013年8月6日にオバマ大統領がアリゾナ州フェニックスで行った演説で述べたように、「今なお持家取得はアメリカン・ドリーム象徴」であるとされるようである。⁽¹⁰⁾しかし、エルサルバドル系にとっても、こうした通念は通用するのであろうか。

表6は、持家取得者がこの通念に従い、アメリカ人としての意識を持つようになっているかどうかを示したものである。これによると、SFとLAを合わせた対象者65名中、持家所有者は17名であるが、そのうちアメリカ人としてのアイデンティティを示す者は2名しかいない。エルサルバドル系にとっては、極めてこの定式が成り立たないことが明らかといえる。

なぜ成り立たないのか。次節で違った角度から考えてみることによってその答えがはっきりするであろう。

表6 持家と米国市民意識：外国生まれの二重国籍者

	対象者数(a)	持家の者の数(b)	アメリカ人意識を持つ者の数(c)	持家者でアメリカ人意識を持つ者の数 [(b)かつ(c)]
SF	15名(100%)	6	4	1
LA	50名(100%)	11	7	1

表7 米国民意識・帰国の意志と米国民権取得年：外国生まれの二重国籍者

	米国民意識	将来における本国への帰還の意志	米国民権取得後の年数（調査時）							
			全計	0～5年	6～10年	11～15年	16～20年	21～25年	26～30年	不明
SF	ある	ない	1名	1						
	ある	ある	3名					1		2
	ない	ない	4名	1	2	1				
	ない	ある	6名	1		1	1	2	1	
LA	ある	ない	3名			1	1			1
	ある	ある	2名				1			1
	ない	ない	19名	5	2	1	2	2	2	5
	ない	ある	24名	4	6	4	1		4	5

（2）市民権取得および市民権保持期間とアメリカ人意識との関係

エルサルバドル系の二重国籍者とはエルサルバドル国籍と米国籍の両方を合わせて持つ者のことであるから、かれらがエルサルバドル生まれであるならば、米国に入学したのち数年してから、何らかの形でアメリカ市民権を取得したことになる。アメリカ市民権を取得するために少なくとも一時期、それに必要な能力を身につけるために努力したわけであるから、晴れて市民権を獲得した暁にはアメリカ人としての意識が生まれてきて当然だと思われるかもしれないが、以下で見るように、事はそれほど単純ではない。

表7は、米国民としての意識があるかどうか、および将来的に米国から本国に移り住む意志があるかどうか、ということと、回答者の米国民権を取得してから調査時までの年数との関係を示したものである。これによれば、SFで米国民意識を持つ者がわずかに4名、LAでも5名となっている。市民権取得年が不明の者もいるので、両市を合わせて実質的に5名についてしか市民意識と市民権保持年数との関係を考察することができない。このわずかなサンプル数からして、あまり確定的なことは言えそうにない。

そこで、米国民意識を持たない理由を、SFのサンプル10名とLAのサンプル43名から読み解いてみることにしたい。しかしながら、SFのサンプルからはほとんど何も言えないが、LAのサンプルからすると、取得して年数があまり経っていない回答者には市民権取得によってすぐにはアメリカ人意識が生

まれず、むしろかれらはその途上にあると考えることは可能であろう。しかし、これだけでは市民権を取得しながらも米国民意識が持てない理由としては、あまりにあいまいである。むしろ、将来的に本国に帰還する意志がある者に限って言えば、本国に帰るつもりなのでその分だけアメリカ人意識が芽生えにくい、あるいは育ちにくいといえるかもしれない。いずれにせよ、アメリカ人意識を持てない理由を明らかにするためには、米国民権をそもそも取得した理由を尋ねる質問項目の結果を用いながら考察してみるしかないようである。

(3) 米国民権取得理由および将来的帰国希望内容と米国民意識との関係

表8は、二重国籍者のうち、質問(4)で米国民意識がないと判断された人で、将来的にエルサルバドル本国に永住帰国する意志のない人(表ではA集団)の米国民権取得理由、および永住帰国する意志のある人(表ではB集団)の米国民権取得理由と帰国のタイミングとして考えている時期・状況を統計的に示したものである。

まず、米国民意識も永住帰国する意志もないA集団の市民権取得理由では、二重国籍者全体と比べて、1.の政治的理由を選択した回答が3%近く少なく、米国政治への有権者としての参与の欲求がやや弱いと考えられ、4.米国での永住意志がやや強い、と言えるであろう。また、6.の経済的理由、7.の移動の自由化の選択度も3%近く高く、これらは市民権取得が米国民意識につながる理由というよりも便宜上の理由で米市民権を取得しようとした可能性が高いことが読み取れる。かれらの米国政治、本国政治への参加度や関心度については別稿で扱うこととするが、米国政治への参加意志はやや弱いものの、だからといって米国永住の意志は比較的高く、これも内容的には米国民権保持者としての便宜に注目したものと説明できそうである。

次に、将来的に本国に永住帰国することを希望するB集団について見てみよう。市民権取得理由は二重国籍者全体あるいはA集団と比べても断然、1.の有権者として米国に参加したいという欲求が強かった(50.8%)。ほかに、4.で示される米国での永住意志がやや弱いことと、5.でのエルサルバドル国籍を捨てる意志を持つ者が皆無であったことは、将来米国を後にするつもりであることからもうなずける。ちなみに、本国の憲法第91条規定により、エルサルバ

表8 米国人アイデンティティと市民権取得理由・帰国意志の理由

	市民権取得理由				将来、本国に帰国する意志のある人		
	二重国籍者全体	米国民意識のない人			本国に帰国する意志のある人(A)	米国民意識はないが、本国に帰国する意志のある人(B)	本国に帰国する意志のある人全員
		市民権取得理由	市民権取得理由	市民権取得理由			
市民権取得理由の選択肢	SF全体(14名) LA全体(48名) 全体(62名)	SF(10名) LA(43名) 全体(53名)	SF(4名) LA(19名) 全体(23名)	SF(6名) LA(24名) 全体(30名)	SF(6名) LA(24名) 全体(30名)	SF全体(9名) LA全体(26名) 全体(35名)	将来、本国に帰国する意志のある人の帰国のきっかけに関する選択肢
		市民権取得理由	市民権取得理由	市民権取得理由	帰国意志		
1. 有権者として参加	20.1%	21.4%	17.4%	50.8%	11.3%	9.8%	1. できるだけ早く帰国
2. 移民の権利獲得・向上	12.2	12.7	13.0	11.9	11.3	9.8	2. 米国生活うまくない
3. 呼び寄せ	10.8	10.3	10.1	10.2	0.0	0.0	3. 移民への風当たり
4. 米国に永住意志	18.0	17.5	20.3	15.3	24.5	26.2	4. 本国の治安改善
5. エルサルバドル国籍捨てる気	0.7	0.8	1.5	0.0	13.2	11.5	5. 本国の経済改善
6. 安定した仕事	7.2	7.9	10.1	5.1	3.8	4.9	6. 本国の政情安定
7. 本国・米国の行き来	7.2	7.9	10.1	5.1	13.2	13.1	7. お金を儲けたら
8. 「反移民」的風潮	4.3	4.8	4.3	5.1	5.7	6.6	8. 子供の独り立ち
9. 親の市民権取得	3.6	3.2	2.9	3.4	15.1	18.0	9. 他の動機
10. 米国民との結婚	1.4	0.8	0	1.7			10. 帰国する気なし
11. その他	5.8	4.0	0	8.5	0.0		
なし	8.6	8.7	7.2	8.5	1.9		記入なし

ドル国籍者は米国市民権を取得しても、特に本国政府に国籍放棄の申請をしない限り、本国の国籍はそのまま温存されるわけなのであるが、そうした法的な規定は別にして、本国国籍を捨てる意志が全くないのは将来的に本国に永住したいがためであろうと推察される。

一方、どういう場合に本国に永住帰国することを決意するきっかけとなるのかを尋ねる質問（45）に対する回答から、1.の「できるだけ早く帰りたい」気持ちがあり、永住帰国する意志のある他のグループを含めた全体からすると、やや高い傾向にあり、本国の治安改善や政情安定よりも経済改善の方により関心を持ち、経済的理由が帰国の決断のきっかけになる可能性が強いことがわかる。それに矛盾しないこととして、2.の「米国生活が期待に反してうまく行かないことがわかったら」の選択率が1.の選択率とほぼ同様にやや高いことも指摘できる。経済面における米国での不安定要因と本国での安定要因がかねらの永住帰国を促す可能性があることが推測できる。

以上のように、米国人意識がない者でも、将来的に本国に帰る意志があるかないかで米国市民権獲得理由が大きく異なる点があることがわかった。特に本国への永住希望者は、米国市民権を米国政治に参加するための一種の「道具」として考えている傾向が強く、そのため米国市民権獲得がそのまま米国人意識へと結びつかないと考えられる。さらに言えば、かれらはもともと米国政治への有権者参加の意志がかなり強く、あるいは一時帰国による選挙行動を通じて本国政治に対する参加意志も同程度に強く、普遍的な選挙政治に対する関心も大きいのではないか、と想像できる。さらにもっと言えば、選挙政治による社会改革への期待度や政治に対する信頼が強い可能性もある。しかし、これまで述べたように、この政治的参加意志や政治関心の度合に関しては、別稿扱いとするため、ここでは以上述べたことを今後の検証すべき仮説として位置づけておくにとどめたい。

むすびにかえて

これまで見たように、外国生まれに限定したエルサルバドル系二重国籍者（ここでは単に「二重国籍者」とする）の特徴として以下のことがわかった。

SFとLAの比較による大きな違いは、SFの方が自己判定による英語使用能力が高く、それは全体的にラティーノ人口比が3分の1から2分の1である郡が占めるLA地域に比べ、SF地域の諸郡は全体的にラティーノ人口比が3分の1くらいか、それ以下であるゆえに、他の非スペイン語系住民との共存を意識して、スペイン語のみでの日常生活は困難と考えられるため、であることが第一の要因として挙げられた。第二の要因としては、こちらは筆者とその共同調査者の印象論になってしまう恐れが多分にあるが、中米系をはじめとする移民を取りまく環境において、英語を使用することの「見えない」圧力が働いている事例が現地調査の折にいくつか散見されたことを指摘した。ただ、LAの二重国籍者はSFに比べ、また他の法的身分と比べても、スペイン語能力の自己評価も英語能力の自己評価もあまりよいとは言えない。これについては、考察のための材料不足であるため、今後の課題としたい。

続いて、SFとLAの両地域間の相違点とは言えないが、他の法的身分との比較で見えてくるエルサルバドル系二重国籍者の顕著な特徴を指摘することができた。

まず、本国送金の有無と本国訪問の頻度から見た本国エルサルバドルとのつながりについて考察した。滞米期間との関係で言えば、本国の家族・親族への送金は自らの責任の一部と考えられる慣習が中米地域には根強くあるため、滞米期間が10年以下という短い時期には、送金だけでも行う傾向が強い。16~30年の者の間では、家族送金と地元団体送金の両方が増え、あるいは後者が多くなる。30年を超えると、逆に家族送金のみを行うかまったく送金をやらない割合が高くなる。送金の種類が複数の者の方が金銭的余裕があると見なされ、一時帰国の頻度も多い傾向にある。

次に、一時帰国の理由・目的は、頻度が増えるにつれて家族・友人訪問以外の目的が出て来る傾向にあり、注目されるのが仕事（ビジネス）と選挙投票であった。前者を挙げているのはLA地域居住の男性4人のみであった。どうやら、これらの人々はトランスナショナルな企業活動・商売活動を行っているものと憶測される。

一方、選挙投票を目的に指摘した者は10名いたが、これも米国と本国の双方で投票行動を行うというトランスナショナルな政治行動と見なすことができよ

う。こうしたビジネスや政治の分野でトランスナショナルな動きを定期的に行う人々の政治行動や政治意識については、稿を改めて検討したい。

年間世帯所得と送金行動および一時的帰国頻度との関係については、調査データからは特に目立った傾向は見つからなかった。

最後に、持家取得と米国市民権取得が二重国籍者の米国人としての意識に影響を与えるか否か、について考察した。持家取得がアメリカン・ドリーム達成の重要な尺度の一つになるという、米国で古くからの通念となっている「持家神話」が、エルサルバドル系の二重国籍者にはほとんど当てはまらないことがわかった。では、なぜそこまでしても米国人意識がそう簡単に持てるようにはならないのか。このことを考察するために、米国人意識を持っていない者に限定して、かれらの米国市民権取得の理由・目的を探った。米国人意識を持っていない者のなかでも将来的に本国に帰還する意志のある者に注目すると、あくまでも米国市民権取得は米国政治に有権者として参加するための「道具」にすぎないと認識しているように思われる者の割合が半数を超えていた。つまり、重要なのは今居住している地での選挙政治への参加であり、米国市民権獲得はそれを実現するための「道具」に過ぎない、というわけである。かれらについては特に、将来的に本国に永住帰国したいという意志があるわけなので、本国政治に対しても同様な行動をとり、関心を寄せているものと推測できる。かれらの政治意識の構造がどうなっているのか、については別稿で考察する。

以上のように、エルサルバドル系の二重国籍者の特徴の一端を垣間見ることができたが、さらにそれらがかれらの別の特性、特に政治意識・行動とどのように関連しているのか、を見ることで、在米エルサルバドル系社会の今後のゆくえについて注視していきたい。

註

- (1) 詳しくは、拙稿「米国ロサンゼルスへのエルサルバドル系女性の移動と定住の歴史：移民パターンから見たエルサルバドル系移民の実像」『フェリス女学院大学文学部

- 紀要』、第49巻、2014年3月、pp.17-43、およびOcean Howell, *Making the Mission: Planning and Ethnicity in San Francisco*, Chicago: the University of Chicago Press, 2015, pp.219, 237、を参照。
- (2) John A. Garcia, "Latino Immigrants: Transnationalism, Patterns of Multiple Citizenships, and Social capital," in David L. Leal and Jose E. Limon, eds., *Immigration and the Border: Politics and Policy in the New Latino Century*, Notre Dame, Indiana: University of Notre Dame Press, pp.108-109; Ewa Morawska, "Transnationalism," in Mary C. Waters and Reed Ueda, eds., *The New Americans: A Guide to Immigration Since 1965*, Cambridge, Mass.: Harvard University Press, 2007, p.149; Adrian D. Pantoja, Rafael A. Jimeno, and Javier M. Rodriguez, "The Political Consequences of Latino Immigrant Transnational Ties," in *Immigration and the Border*, p.134.
 - (3) 他の法的身分として、Deferred Action for Childhood Arrivals (DACA) 「子供時代の非合法入国者に対する強制送還延期措置」の人も3名ほど回答者に含まれていたが、身分がオバマ政権以後、どのようになるか不明なため、分析対象者から外した。
 - (4) Portes and Rumbaut eds., *Immigrant America*, p.227.
 - (5) 'U.S. Census Bureau: State and County QuickFacts.' <http://quickfacts.census.gov/qfd/index.html> (2016年1月11日閲覧)。1965年移民法によりアジアからの移民の流入の増加に凌駕されるも、メキシコや中米地域からの移民も顕著な存在であった。メキシコ系はLAでの圧倒的な存在と比べれば、2番目の人口であったが、エルサルバドル系をはじめとする中米系の流入も顕著で、しかもLAよりもベイエリアでラテン系人口中、重要な位置を占めた (Roger Waldinger ed., *Strangers at the Gate: New Immigrants in Urban America*, Berkeley and Los Angeles: University of California Press, p.66)。
 - (6) State and County QuickFacts.'
 - (7) このポスターそのものを写真に撮る余裕がなかったため、資料として示せないのが残念である。
 - (8) Beth Baker-Cristales, *Salvadoran Migration to Southern California: Redefining El Hermano Lejano*, Gainesville, Florida: The University of Florida, 2004, pp.58-59.
 - (9) DUIという本国身分証明証を持っていれば、本国に帰って投票することは可能となる (中川智彦「在米エルサルバドル国民の政治意識に関する現地調査の進捗状況と今後の見通し—在外国民の本国政治への参加に向けた選挙制度改革の現状と課題—」『社会科学』同志社大学人文科学研究所、第45巻、第1・2号、p.12)。しかし、米国外に出国すること自体、自由にできるのは二重国籍者だけであり、永住権保持者でも米国外に出られる期間は制限されている。
 - (10) 小林正宏「オバマ大統領の米住宅金融市場改革案と上下院法案の行方」『季報・住宅金融』2013年度秋号、住宅金融支援機構、p.1。

※本稿は、科学研究費(基盤研究C:研究課題番号:15K01895)「在米エルサルバドル系とメキシコ系の政治意識・行動とエスニック・アイデンティティ」(研究代表者:中川正紀)による研究の成果である。

資料 アンケート質問項目（本稿で使用した部分のみ）

実際はスペイン語版と英語版を作成して、使用した。

.....

2015年8月アンケート調査用紙（日本語訳）

このアンケートはエルサルバドル系の16歳以上の住民の方を対象としたものです。
各質問に対して、空所に活字体で回答を記入するか、あるいは該当する選択肢を選んで下さい。

(4) あなたは、自分自身がどの民族あるいは集団に属していると思いますか。二つ以上の選択肢を選んで頂いて構いません。

- | | |
|---|---|
| 1 <input type="checkbox"/> 白人 | 2 <input type="checkbox"/> 黒人 |
| 3 <input type="checkbox"/> ムラート | 4 <input type="checkbox"/> アメリカ先住民（ピピルやその他すべての） |
| 5 <input type="checkbox"/> メステイツ | 6 <input type="checkbox"/> エルサルバドル人 |
| 7 <input type="checkbox"/> 中米人 | 8 <input type="checkbox"/> ラテンアメリカ人 |
| 9 <input type="checkbox"/> ラティーノ | 10 <input type="checkbox"/> イスパールノ（ヒスパニックでなく） |
| 11 <input type="checkbox"/> ヒスパニック（イスパールノでなく） | 12 <input type="checkbox"/> イスパールノそして／或いはヒスパニック |
| 13 <input type="checkbox"/> エルサルバドル系アメリカ人 | 14 <input type="checkbox"/> 中米系アメリカ人 |
| 15 <input type="checkbox"/> アフリカ系アメリカ人 | 16 <input type="checkbox"/> アジア系アメリカ人 |
| 17 <input type="checkbox"/> アメリカ合衆国人 | 18 <input type="checkbox"/> 他の民族あるいは集団：（ ） |

(5) 次のうち、あなたはどれにあたりますか。

- | |
|---|
| 1 <input type="checkbox"/> エルサルバドル生まれで、米国に移民してきた |
| 2 <input type="checkbox"/> 米国生まれの一世 |
| 3 <input type="checkbox"/> 米国生まれの二世 |
| 4 <input type="checkbox"/> 米国生まれの三世 |
| 5 <input type="checkbox"/> その他：（ ） →ケースに応じて下記の二つのグループのどちらかに合わせて進んで下さい。 |

.....

(11) あなたが持っている国籍についてお尋ねします。あなたは次のうちどれに当たりますか。

- | | |
|--|---|
| 1 <input type="checkbox"/> エルサルバドル国籍のみ | 2 <input type="checkbox"/> エルサルバドル国籍とアメリカ合衆国籍の両方 |
| 3 <input type="checkbox"/> アメリカ合衆国籍のみ | 4 <input type="checkbox"/> その他：（ ） |

(12) a) あなたは現在、米国での居住又は就労のための権利・公的許可を何かお持ちですか。

- | | | |
|---------------------------------|--|---|
| 1 <input type="checkbox"/> はい* | 2 <input type="checkbox"/> いいえ、持っていません** | |
| *「はい」と答えた方だけ、次の質問にもお答え下さい。 | | |
| b) 権利・公的許可とは何か、お示しください。 | | |
| 1 <input type="checkbox"/> 米国市民 | 2 <input type="checkbox"/> 永住権 | 3 <input type="checkbox"/> 短期被保護資格 |
| 4 <input type="checkbox"/> DACA | 5 <input type="checkbox"/> DAPA | 6 <input type="checkbox"/> その他：（ ） |

.....

(16) あなたの言語使用について、お答え下さい

- a) ご家庭では主に何語をお話しますか。
- | | |
|---|-------------------------------|
| 1 <input type="checkbox"/> スペイン語 | 2 <input type="checkbox"/> 英語 |
| 3 <input type="checkbox"/> その他の言語（ ） | |
- b) スペイン語はどれくらい話せますか。
- | | | | |
|-----------------------------------|--------------------------------|-------------------------------------|------------------------------------|
| 1 <input type="checkbox"/> とても上手に | 2 <input type="checkbox"/> 上手に | 3 <input type="checkbox"/> あまり上手でない | 4 <input type="checkbox"/> 全く上手でない |
|-----------------------------------|--------------------------------|-------------------------------------|------------------------------------|
- c) 英語はどれくらい話せますか。
- | | | | |
|-----------------------------------|--------------------------------|-------------------------------------|------------------------------------|
| 1 <input type="checkbox"/> とても上手に | 2 <input type="checkbox"/> 上手に | 3 <input type="checkbox"/> あまり上手でない | 4 <input type="checkbox"/> 全く上手でない |
|-----------------------------------|--------------------------------|-------------------------------------|------------------------------------|

- (17) もし差しつかえなければ、あなたの年間世帯所得をお書き下さい。あるいは以下のなかから当てはまるものにチェックをして下さい。

\$ () <米ドル>

0

- | | |
|---|---|
| 1 <input type="checkbox"/> \$10,000 未満 | 11 <input type="checkbox"/> \$55,000から\$59,999 |
| 2 <input type="checkbox"/> \$10,000 から\$14,999 | 12 <input type="checkbox"/> \$60,000 から\$64,999 |
| 3 <input type="checkbox"/> \$15,000 から\$19,999 | 13 <input type="checkbox"/> \$65,000 から\$69,999 |
| 4 <input type="checkbox"/> \$20,000 から\$24,999 | 14 <input type="checkbox"/> \$70,000 から\$74,999 |
| 5 <input type="checkbox"/> \$25,000 から\$29,999 | 15 <input type="checkbox"/> \$75,000 から\$99,999 |
| 6 <input type="checkbox"/> \$30,000 から\$34,999 | 16 <input type="checkbox"/> \$100,000 から\$149,999 |
| 7 <input type="checkbox"/> \$35,000 から\$39,999 | 17 <input type="checkbox"/> \$150,000 から\$199,999 |
| 8 <input type="checkbox"/> \$40,000 から\$44,999 | 18 <input type="checkbox"/> \$200,000 以上 |
| 9 <input type="checkbox"/> \$45,000 から\$49,999 | 19 <input type="checkbox"/> 答えたくありません |
| 10 <input type="checkbox"/> \$50,000 から\$54,999 | 20 <input type="checkbox"/> 正確にわかりません |

- (18) ご自宅は持ち家ですか、借家ですか。

1 持ち家 2 借家

3 その他：()

- (23) エルサルバドルに住んでいる家族・親類に対する送金についてお答え下さい。

現在、ご自分で送金をされている方だけがお答え下さい。

- a) 現在、あなたはエルサルバドルに住んでいるご家族・親類に送金されていますか。

1 はい
2 いいえ

- b) 送金されないのは、なぜですか。 複数回答可。 このあと (24) へ

— 選択肢は省略 —

- c) 具体的には、誰の生活を支えるために仕送りをしていますか。

— 選択肢は省略 —

- d) 家族・親類に対する送金としては、1年にいくらほど送金されていますか。

\$ () <米ドル>

- (24) a) あなたは、家族・親類に対する送金とは別に、エルサルバドルの団体や集団に対する投資や寄付を含めて、他に何らかの送金や贈与をしていらっしゃるでしょうか。

1 はい → b) と c)、そのあと (25) へ
2 いいえ → (25) へ

- b) あなたはどのような送金をされていますか。 二つ以上の選択肢を選んで頂いて構いません。

1 投資：(具体的な投資先は)
2 寄付：(具体的な相手は)
3 贈り物：(具体的な相手は)
4 党費
5 その他：()

- c) この種の送金・贈与としては合計で、1年にいくらほど送金されていますか。
\$ () <米ドル>
- (25) a) あなたは、どのくらいの頻度で、エルサルバドルに帰ったり、行ったりしますか。
1 一度も帰ったり、行ったりしたことがない
2 ほとんど帰ったり、行ったりしたことがない
3 およそ5年に1回 4 2～3年に1回 5 年に1回
6 年に2回 7 年に3回以上 (具体的には：年に 回くらい)
- b) あなたのエルサルバドル訪問の目的は何ですか。 複数回答可。
1 家族・親戚訪問 2 友人訪問 3 仕事
4 NGO活動 5 文化・スポーツ交流 (具体的には：)
6 国内選挙で投票するため → c) もご回答ください。
7 その他 (具体的には：)
.....
- (39) この質問は、アメリカ合衆国の国籍を取得した移住者の方に対する質問です。
その他の方 (米国生まれの方) は、(40)番へ進んで下さい。
(39)番の質問は、「帰化」米国人だけにに向けた質問です。
a) あなたは、何年にアメリカ合衆国の国籍を取得されましたか。
()
b) あなたがアメリカ合衆国の国籍を取得した理由は何ですか。複数回答可。
1 米国政治に有権者として参加するため
2 米国政治への参政権を行使して、在米エルサルバドル系の非市民や在留資格のない移民の権利獲得や地位向上を求めて闘うため
3 本国にいる家族・親族を呼び寄せるため/呼び寄せられるから
4 米国に永住する気になったから
5 エルサルバドル国籍を捨てる気になったから
6 十分な報酬が得られる安定した職に就けるから
7 エルサルバドルと米国との間の行き来がより頻繁に容易くできるようになるから
8 1994年の「住民提案第187号」に代表される「反移民」的な風潮が米国内で強まりつつあったので
9 片親または両親がアメリカ合衆国の国籍を取得したので
10 アメリカ市民と結婚したので
11 その他：()
.....

次が、このアンケートの最後の質問です。

- (45) あなたは、近い将来、或いは、遠い将来に、ここを去り、エルサルバドルに住むつもりですか。10番以外は、複数回答可。
1 はい、とにかくできる限り早く帰りたい
2 はい、思っているよりも米国での生活がうまくいかないことがわかったら
3 はい、米国での移民に対する風当たりが強くなったなら
4 はい、本国の治安が改善したら
5 はい、本国の経済が改善したら
6 はい、本国の政情が安定したら
7 はい、本国で裕福に暮らせるだけのお金を儲けたら
8 はい、一緒に暮らしている子供が一人立ちしたら
9 はい、他の動機で：()
10 いいえ、そのつもりはありません

謝辞・その他

今回の紀要論文執筆に際しては、2015年3月・8月のSFおよびLAでのアンケート調査の結果データを使用いたしました。各調査の準備段階における質問項目や選択肢を含むアンケートの立案・作成を共同で行った共同研究者・調査者の中川智彦氏（現愛知県立大学非常勤講師）に対し感謝の念にたえません。スペイン語が特に堪能な智彦氏による現地協力者との調整や実働要員としての働きも調査の実現には欠かせないものでした。

調査地の設定および回答者の勧誘に際して御協力いただいた在LAエルサルバドル共和国領事館関係者、LA現地NPO組織のEl Rescateの関係者、在SFエルサルバドル共和国領事館関係者、NPO組織CARECENのSFオフィス関係者、サンフランシスコ州立大学のエルサルバドル系教員の方々、そしてLAの大祝祭会場で働いてくれたラテン系調査要員の3名の方々、さらに、アンケートの回答に御参加いただいた現地エルサルバドル系住民の方々には心より御礼を申し上げます。

2015年度には3回ほど参加させていただいた「ラテンアメリカにおける国際労働移動の比較研究」研究会（同志社大学人文科学研究所第14部門研究代表者・松久玲子教授）でも、各報告者およびフロアの方々から今回の論文執筆につながる貴重なアドバイスや示唆等をいただきました。感謝申し上げます。